

改正

平成22年7月16日告示第36号
平成24年9月28日告示第32号
平成24年12月10日告示第41号
平成28年11月7日告示第52号
令和3年1月8日告示第1号

播磨町指名停止基準

(指名停止)

第1条 町長は、入札参加資格者(注1)が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、入札参加者審査会の議を経て、別表各項各号に定める期間の指名停止(注2)を行うものとする。

2 契約担当者(注3)は、建設工事、調査委託、製造の請負及び物品の購入等(以下「建設工事等」という。)の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、特別共同企業体が措置要件の一に該当するときは、当該特別共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、各別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行う。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が一の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間を適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる期間の2倍の期間とする。

(1) 別表第1に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に掲げる措置要件に該当することとなったとき(次号及び第4号に掲げる場合を除く。)

(3) 別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同項の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、これらの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

3 町長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるときは、第1条第1項及び前2項の規定による指名停止の期間を当該期間の2分の1に短縮することができる。

- 4 町長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、第1条第1項及び前2項の規定による指名停止の期間を当該期間の2倍に延長することができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 5 町長は、指名停止期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときにあっては2分の1に、極めて悪質な事由が明らかになったときにあっては2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、通算して3年を限度とする。
- 6 町長は、指名停止期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4条 町長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各項各号に定めるところにより指名停止を行う際に、入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合（第3条第2項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は町の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、入札参加資格者等契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項第1号に該当したとき 当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
 - (2) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが、明らかになったとき（前号の規程に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
 - (3) 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前二号の規定に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間
 - (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく町長又は他の公共団体等の長による調査の結果、入札談合等関与行為があり又はあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（前各号の規定に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間
 - (5) 播磨町又は他の公共団体等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は他の公共団体等の職員がこれらの容疑により逮捕若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当する場合を除く。） 当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間
- 2 町長は、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止期間を2分の1に短縮す

ることができる。

(指名停止等の通知)

第5条 町長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3条若しくは前条の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3条の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が町発注に係る建設工事等を下請し、又は完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に対する措置)

第8条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(運用項目)

第9条 町長は、この基準を施行するため、必要な事項を別に定める。

附 則

1 この基準は、平成21年3月1日から適用する。

(播磨町指名停止基準)

2 播磨町指名停止基準（平成6年告示第28号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この基準による改正後の基準第3条第2項、第4項、第5項、第4条第1項の規定は、措置要件に該当することとなった基となる事実が施行日以後にあったときから適用し、措置要件に該当することとなった基となる事実が施行日前にあったときについては、なお従前の例による。

附 則（平成22年7月16日告示第36号）

(適用日)

1 この基準は、平成22年8月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 この基準による改正後の規定は、措置要件に該当することとなった基となる事実が適用日以後にあったときから適用し、措置要件に該当することとなった基となる事実が適用日前にあったときについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月28日告示第32号）

この基準は、告示の日から適用する。

附 則（平成24年12月10日告示第41号）

この基準は、告示の日から適用する。

附 則（平成28年11月7日告示第52号）

この基準は、平成29年1月1日から適用する。

附 則（令和3年1月8日告示第1号）

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町発注に係る建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にし、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（契約不適合（注4）が軽微であるものを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 工事目的物又は成果物等が契約不適合による請求を受けたとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(2) 会計検査院の検査報告又は監査委員の監査の結果に関する報告で指摘されたとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>3 町の発注する以外の国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する建設工事等（以下「公共建設工事等」という。）の県内における施行等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたとして、会計検査院の検査報告で指摘され、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、別表第1の2に掲げる場合のほか、次に該当したため契約に違反し、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 3 箇月以上の履行遅滞があったとき。</p>	<p>6 箇月以上12 箇月以内</p>
<p>(2) 2 箇月以上 3 箇月未満の履行遅滞があったとき。</p>	<p>3 箇月</p>
<p>(3) 1 箇月以上 2 箇月未満の履行遅滞があったと</p>	<p>2 箇月</p>

き。	
(4) 1箇月未満の履行遅滞があったとき。	1箇月
(5) 次に該当し、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害防止及び危険防止対策が不良	3箇月
イ 工程管理、資材管理又は労務管理が不良	1箇月
(6) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。	1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものは除く）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6箇月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	3箇月
(3) 火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	6箇月
6 町発注以外の建設工事等（以下「一般建設工事等」という。）の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。	3箇月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。	2箇月
(3) 火災、水害その他重大な影響を及ぼす事故を生じさせたとき。	3箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
7 町発注に係る建設工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に	当該認定をした日から

死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	
(1) 死亡者を生じさせたととき。	2箇月
(2) 重傷者(注5)を生じさせたととき。	1箇月
8 一般建設工事等の県内における施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったために建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月
(その他)	
9 別表第1の1から8までに掲げる場合のほか、次に該当したために、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 入札参加資格者等が、町発注の建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1箇月
(2) 入札参加資格者等が、町発注の建設工事等の低入札価格調査に関して不誠実な行為をしたとき。	3箇月
(3) 町発注建設工事等の受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告を怠り又は警察に届けなかったとき。	3箇月以上

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	指名停止期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者等が、次に掲げる者に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から
(1) 町の職員	12箇月
(2) 県内の播磨町以外の公共機関(注6)の職員	9箇月
(3) 県外の播磨町以外の公共機関(注6)の職員	6箇月
(独占禁止法違反行為)	

<p>2 入札参加資格者等が独占禁止法第3条、第8条第1項第1号又は第19条の規定に違反し、次に該当したために町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>	
<p>(1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。</p>		
<p>ア 町発注の建設工事等</p>		<p>12箇月</p>
<p>イ 県内の一般建設工事等</p>		<p>8 箇月</p>
<p>ウ 県外の一般建設工事等</p>		<p>4 箇月</p>
<p>(2) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。</p>		
<p>ア 町発注の建設工事等</p>		<p>18箇月</p>
<p>イ 県内の一般建設工事等</p>		<p>12箇月</p>
<p>ウ 県外の一般建設工事等</p>		<p>6 箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>		
<p>3 入札参加資格者等が、競売入札妨害又は談合の容疑により、次に該当したとき。</p>	<p>逮捕又は書類送検を知った日から</p>	
<p>(1) 町の発注する建設工事等に関し、逮捕又は書類送検されたとき。</p>	<p>18箇月</p>	
<p>(2) 兵庫県内の播磨町以外の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から12箇月</p>	
<p>(3) 県外の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>6 箇月</p>	
<p>(補助金の不正受給を目的とした不正行為)</p>		
<p>4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等(注7)の不正受給を目的とした不正行為により、次に掲げる事業等(補助事業等(注8)又は間接補助事業等(注9))に関し、補助金等に係る予算の執行の適正</p>	<p>逮捕、書類送検又は起訴を知った日から</p>	

化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条若しくは第30条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。

(1) 町の事業等

12箇月

(2) 兵庫県内の播磨町以外の公共機関の公共建設工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。

9箇月

(暴力団関係)

5 警察からの通報等により、次に該当することが明らかになったとき。

当該認定をした日から

(1) 暴力団員が役員として入札参加資格者の経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。

12箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

(2) 入札参加資格者が、暴力団員を相当の責任の地位にある者（注10）として使用し、又は代理人として選任しているとき。

6箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

(3) 入札参加資格者又は、その役員その他相当の責任の地位にある者（注10）（以下「役員等」という）が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したとき。

6箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

(4) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったこと。

3箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

(5) 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められること。

6箇月以上その事実がなくなったことが明らかになるまで

(建設業法違反行為)

6 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、次に該当したために、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から

(1) 入札参加資格者等が、次の建設工事等に関し、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴

されたとき。	
ア 町発注に係る建設工事等	9 箇月
イ 兵庫県内の一般建設工事等	8 箇月
ウ 近畿内の一般建設工事等	6 箇月
エ 近畿外の一般建設工事等	3 箇月
(2) 入札参加資格者が、次の建設工事等に関し、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 町発注に係る建設工事等	6 箇月
イ 兵庫県内の一般建設工事等	5 箇月
ウ 県外の一般建設工事等	3 箇月
(3) 入札参加資格者が、次の建設工事等に関し、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 町発注に係る建設工事等	3 箇月
イ 兵庫県内の一般建設工事等	2 箇月
ウ 県外の一般建設工事等	1 箇月
(不正又は不誠実な行為)	
7 入札参加資格者等が、不正又は不誠実な行為をし、次に該当したために、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 業務に関し、入札参加資格者又は、その役員その他相当の責任の地位にある者（注10）が次に掲げる建設工事等において、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 町発注に係る建設工事等	9 箇月
イ 兵庫県内の一般建設工事等	8 箇月

<p>(2) 業務に関し、(1)に規定する者以外の入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等において、暴力行為等処罰に関する法律の規定に違反し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	
<p>ア 町発注に係る建設工事等</p>	6 箇月
<p>イ 兵庫県内の一般建設工事等</p>	5 箇月
<p>(3) 業務に関し、入札参加資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	3 箇月
<p>(4) 業務に関し、入札参加資格者等が、県内における自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	2 箇月
<p>(5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が次の建設工事等において、業務関連法令（注11）に重大な違反をしたとき。</p>	
<p>ア 町発注に係る建設工事等</p>	3 箇月
<p>イ 兵庫県内の一般建設工事等</p>	2 箇月
<p>(その他)</p>	
<p>8 別表第1及び別表第2の1から7までに掲げる場合のほか、入札参加資格者等が次に該当したため、町発注に係る建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から
<p>(1) 入札参加資格者又はその役員が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	3 箇月
<p>(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。</p>	取引再開まで
<p>(3) 町が発注する建設工事等の競争入札において、落札者が契約を辞退したとき。</p>	6 箇月以上24 箇月以内

(4) その他町長が入札参加者審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。

18箇月以内

- (注1) 入札参加資格者とは、町が発注する建設工事又は製造の請負、物件の買入等の指名競争入札に参加する者として登録されている者をいう。
- (注2) 指名停止とは、一定の要件に該当するため、建設工事等を受注させるにふさわしくない入札参加資格者について、町長が契約担当者に対し、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (注3) 契約担当者とは、町長及びその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (注4) 契約不適合とは、引き渡された工事目的物等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。
- (注5) 重傷者とは、傷病程度が全治30日以上の治療を必要とする者をいう。
- (注6) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。
- (注7) 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定されるもの又は、地方自治法第232条の2に基づく現金的給付をいう。
- (注8) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (注9) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。
- (注10) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。
- (注11) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者事故等別に措置要件で定めているものは、別表2の7(5)による指名停止措置の対象ではない。
- ①労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令
 - ②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等の環境保全関連法令
 - ③建築基準法（昭和25年法律第201号）等の建築関係法令
 - ④刑法、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の業務に関する規定